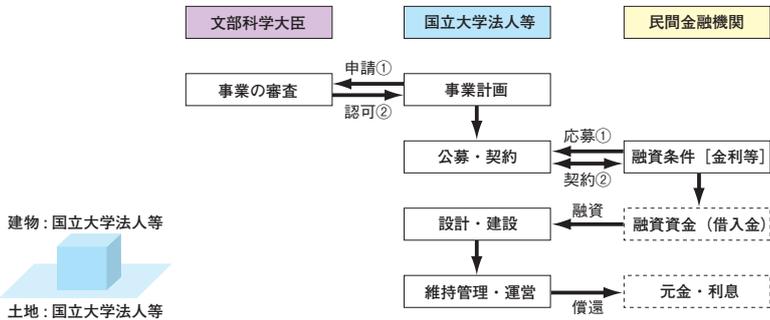
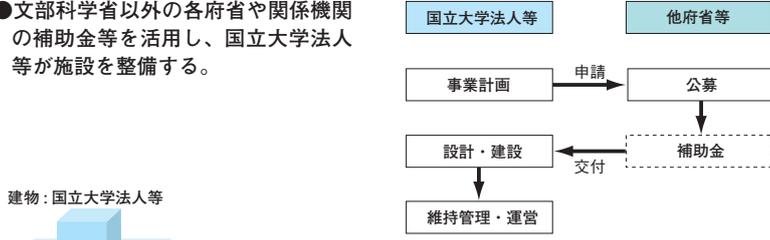
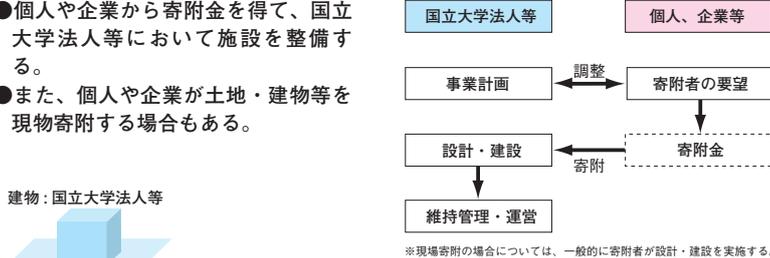
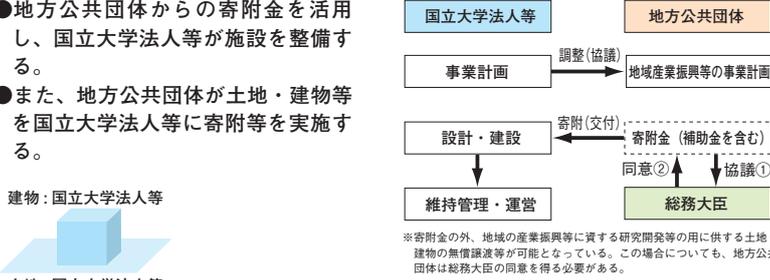
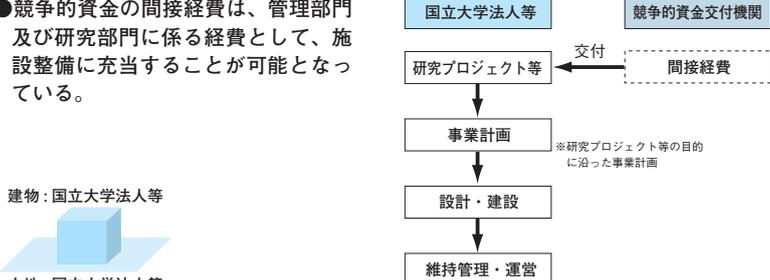


(参考)多様な財源による整備手法の概要

(1)国立大学法人等が直接実施する整備手法

整備手法	概要	特徴
<p>長期借入金</p> <p>22 頁</p>	<p>●民間金融機関等からの長期借入金を活用して、宿舍、動物病院、産学連携施設等を整備し、賃料や施設使用料等により償還を行う。</p>  <p>建物: 国立大学法人等 土地: 国立大学法人等</p>	<p>●当該事業により整備した施設を用いて行われる業務に係る収入をもって、事業期間中の借入金の償還及び利息の支払いを行う。</p> <p>●文部科学大臣の認可が必要である。</p> <p>●借入計画の作成に当たっては、多角的な面からの検討が必要である。</p>
<p>他府省庁の補助制度</p> <p>24 頁</p>	<p>●文部科学省以外の各府省や関係機関の補助金等を活用し、国立大学法人等が施設を整備する。</p>  <p>建物: 国立大学法人等 土地: 国立大学法人等</p>	<p>●事業資金の負担が少ない。</p> <p>●文部科学大臣の認可を必要としない。</p>
<p>個人・企業等からの寄附</p> <p>26 頁</p>	<p>●個人や企業から寄附金を得て、国立大学法人等において施設を整備する。</p> <p>●また、個人や企業が土地・建物等を現物寄附する場合もある。</p>  <p>建物: 国立大学法人等 土地: 国立大学法人等</p>	<p>●事業資金の負担がない。</p> <p>●文部科学大臣の認可を必要としない。</p>
<p>地方公共団体からの寄附等</p> <p>28 頁</p>	<p>●地方公共団体からの寄附金を活用し、国立大学法人等が施設を整備する。</p> <p>●また、地方公共団体が土地・建物等を国立大学法人等に寄附等を実施する。</p>  <p>建物: 国立大学法人等 土地: 国立大学法人等</p>	<p>●事業資金の負担が少ない。</p> <p>●文部科学大臣の認可を必要としない。</p> <p>●総務大臣の同意が必要である。</p>
<p>間接経費</p> <p>30 頁</p>	<p>●競争的資金の間接経費は、管理部門及び研究部門に係る経費として、施設整備に充当することが可能となっている。</p>  <p>建物: 国立大学法人等 土地: 国立大学法人等</p>	<p>●研究内容と合致した迅速な施設整備が可能である。</p>

※整備資金の流れは、一例である。

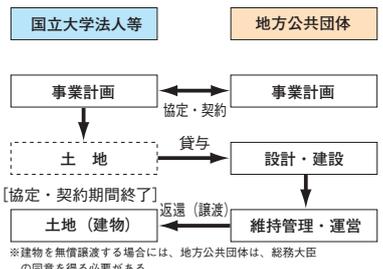
検討課題等	整備資金の流れ (例)
<p>●借入計画の作成に当たっては、多角的な面からの検討が必要である。</p> <p>①金利見直し (10年固定金利後の見直し等)</p> <p>②償還方法 (月賦、年賦、据置き等)</p> <p>③入居ストレス (経年による入居率減)等</p>	<p>施設利用者 → 賃料等 → 国立大学法人等</p> <p>関係機関 → 補助金、寄附等 → 国立大学法人等</p> <p>国立大学法人等 ← 借入金 (金融機関等)</p> <p>国立大学法人等 ← 借入金及び利息 (金融機関等)</p> <p>国立大学法人等 → 請負代金 (建設業者等)</p> <p>※事業内容等から補助金、寄附等を活用できる場合</p> <p><参考：先行事例> ●豊橋技術科学大学(学生宿舎(新築)) 52頁 ●大分大学(学生宿舎(改修)) 53頁</p>
<p>●当該補助金の補助目的の達成に留意することが必要である。</p> <p>●一般的には全額補助ではないことが多いため、補助金以外に自己財源が必要となる。</p> <p>●中長期的に必要な改修や維持管理等に係る費用負担について検討することが必要である。</p>	<p>他府省庁等 → 補助金 → 国立大学法人等</p> <p>自己財源 → 寄附等 → 国立大学法人等</p> <p>国立大学法人等 → 請負代金 → 建設業者等</p> <p>※補助金対象事業の自己負担部分</p> <p>※維持管理・運営業務の費用負担を事前に検討</p> <p><参考：先行事例> ●信州大学(産学連携施設) 54頁</p>
<p>●維持管理等の経費負担は、基本的には国立大学法人等が行う。</p> <p>●基金等を創設して寄附金を募る場合には、寄附金の趣意書を作成することが有効である。</p> <p>●寄附者の要望(施設の内容、デザインなど)について、キャンパスマスタープランを踏まえ、事前に十分に把握し調整を行うことが重要である。</p>	<p>寄附 → 寄附等 → 国立大学法人等</p> <p>国立大学法人等 → 請負代金 → 建設業者等</p> <p>※維持管理・運営業務の費用負担を事前に検討</p> <p><参考：先行事例> ●神戸大学(研究施設) 55頁</p>
<p>●補助金の場合は、補助目的の達成に留意することが必要である。</p> <p>●補助金の場合は、一般的には全額補助ではないことが多いため、補助金以外に自己財源が必要となる。</p> <p>●維持管理、運営業務の費用負担を事前に検討することが重要である。</p>	<p>地方公共団体 → 寄附等 (補助金を含む) → 国立大学法人等</p> <p>国立大学法人等 → 請負代金 → 建設業者等</p> <p>※維持管理・運営業務の費用負担を事前に検討</p> <p><参考：先行事例> ●秋田大学(医療施設) 56頁</p>
<p>●競争的資金の要綱等に沿った整備を検討することが必要である。</p> <p>●キャンパスマスタープランとの整合を図るよう計画することが重要である。</p> <p>●維持管理、運営業務の費用負担を事前に検討することが重要である。</p>	<p>競争的資金交付機関等 → 競争的資金 間接経費 → 国立大学法人等</p> <p>国立大学法人等 → 請負代金 → 建設業者等</p> <p>※維持管理・運営業務の費用負担を事前に検討</p> <p><参考：先行事例> ●東京大学(研究施設) 57頁</p>

(2)民間事業者等が実施主体となる整備手法

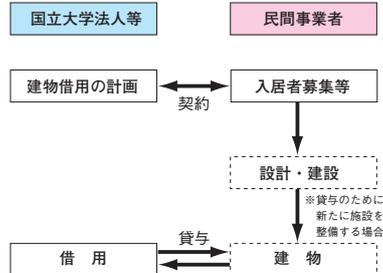
整備手法	概要	特徴
<p>定期借地権</p> <p>31 頁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●国立大学法人等の土地の一部に「定期借地権」を設定し、民間事業者に土地を貸与する。 ●民間事業者は設計・建設を行った後、賃料や事業収入により建設費の償還を行うとともに、維持管理、運営業務を実施する。 ●借地権の存続期間終了後、土地を国立大学法人等に返還する。 <p>建物：民間事業者</p> <p>土地：国立大学法人等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●原則として、賃料や収入により事業費を回収する。 ●文部科学大臣の認可を必要としない。
<p>負担付寄附</p> <p>34 頁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●民間事業者が施設を建設し、完成後、一定条件の下、施設の寄附を受ける。 ●寄附を受けた施設を民間事業者に貸与し、民間事業者が賃料や事業収入により建設費の回収を行うとともに、維持管理、運営業務を実施する。 <p>建物：国立大学法人等</p> <p>土地：国立大学法人等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●原則として、施設使用料等により事業費を償還する。 ●文部科学大臣の認可を必要としない。
<p>P F I</p> <p>36 頁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●民間事業者がP F I法に基づき、施設の設計、建設、維持管理及び運営を行い、利用料金収入等の受益者からの支払いによって事業費を償還する。 <p>建物：民間事業者</p> <p>土地：国立大学法人等</p> <hr/> <p>建物：国立大学法人等</p> <p>土地：国立大学法人等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●民間のノウハウを活かし質の高いサービスの提供が期待できる。 ●受益者負担型P F I事業では、原則として、施設使用料等により事業費を償還する。 ●P F I事業としての適正を判断するためには、国立大学法人等が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた費用の見込額の現在価値「P S C (Public Sector Comparator)」と、P F I事業として実施する場合の事業期間全体を通じた費用の見込額の現在価値「P F I事業のL C C (LCC : Life Cycle Cost)」の比較により算出される「V F M (Value For Money)」により、事業コストの削減効果の評価を行うことが必要である。

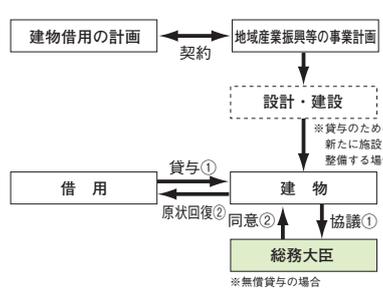
※整備資金の流れは、一例である。

検討課題等	整備資金の流れ (例)
<ul style="list-style-type: none"> ●土地利用が長期にわたり拘束されることに留意することが重要である。 ●信用力のある民間事業者を選定することが重要である。 ●空室が生じた際のリスク分担について整理することが重要である。 	<p>※破線部は事業内容や契約条件による</p> <p><参考：先行事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ●長崎大学(学生宿舎) 58頁、59頁 ●北海道大学(共同研究施設) 60頁
<ul style="list-style-type: none"> ●信用力のある民間事業者を選定することが重要である。また、民間事業者は、現物寄附を行う建物を担保に借入れを行うことができないため、資金力のある企業など参加企業が制限されることに配慮することが重要である。 ●空室が生じた際のリスク分担について整理が重要である。 	<p>※破線部は事業内容や契約条件による</p> <p><参考：先行事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ●横浜国立大学(学生宿舎、職員宿舎) 61頁 ●香川大学(学生宿舎) 62頁
<ul style="list-style-type: none"> ●国立大学法人等において、調整機能を有する推進体制の確立が重要である。 ●将来の需要の見込みが困難又は変動が大きい事業の場合は、ニーズ調査の分析や収支絵計画の作成において、十分な検討を行うことが重要である。 	<p>※破線部は事業内容や契約条件による</p> <p>※破線部はBOTの場合</p> <p><参考：先行事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ●東京大学(レンタルラボ) 63頁 ●神戸大学(立体駐車場) 64頁

整備手法	概要	特徴
<p>地方公共団体との連携</p> <p>39頁</p>	<p>●地方公共団体に対して土地を貸与し、地方公共団体が産学連携施設等の建設・運営を実施する。</p>  <p>※建物を無償譲渡する場合には、地方公共団体は、総務大臣の同意を得る必要がある。</p> <p>建物：地方公共団体 土地：国立大学法人等</p>	<p>●事業資金の負担が少ない。 ●文部科学大臣の認可を必要としない。</p>

(3)借用によるスペースの確保

整備手法	概要	特徴
<p>民間施設の借用</p> <p>41頁</p>	<p>●地方公共団体に土地を貸与し、地方公共団体が産学連携施設等の建設・運営を実施する。 ●民間事業者等が新たに賃貸するために新規に建設した施設又は既存施設を一括借上げ、あるいは施設の一部を借用する。</p>  <p>※貸与のために新たに施設を整備する場合</p> <p>建物：民間事業者 土地：民間事業者</p>	<p>●民間事業者等や個人が賃貸するために新規に建設整備した施設を国立大学法人等が一括借上げを行う場合には、国立大学法人等において初期投資の負担が無く、事前の協議により建物仕様や管理運営について、国立大学法人等の要望に沿った整備が可能となる場合がある。 ●既存施設を借用する場合には、比較的短期、小規模のスペース需要に柔軟に対応が可能である。</p>

整備手法	概要	特徴
<p>地方公共団体の施設の借用</p> <p>43頁</p>	<p>●地域の産業振興等に資する研究開発等の用に供する土地・建物等を地方公共団体が国立大学法人等に対して貸与等を実施する。</p>  <p>※貸与のために新たに施設を整備する場合 ※無償貸与の場合</p> <p>建物：地方公共団体 土地：地方公共団体</p>	<p>●事業資金の負担が少ない。 ●文部科学大臣の認可を必要としない。 ●地方公共団体が行う無償貸与については、総務大臣の同意が必要である。</p>

※整備資金の流れは、一例である。

検討課題等	整備資金の流れ (例)
<p>●地方公共団体が整備する施設について、国立大学法人等の関わり方や国立大学法人等の土地に整備を行う必要性等について整理することが必要である。</p>	<p><参考：先行事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ●北海道大学(函館市：産学官交流プラザ) 65頁 ●阿南工業高当専門学校(阿南市：インキュベーション施設) 66頁

※整備資金の流れは、一例である。

検討課題等	整備資金の流れ (例)
<p>●借用スペースの利用目的に応じた財源確保が重要である。</p> <p>●信用力のある民間事業者の選定が必要である。</p>	<p><参考：先行事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ●東京工業大学(学生宿舎) 67頁

<p>●新たに施設整備を行う建物を借用する場合には、建設費、維持管理等の経費は、事前に国立大学法人等と地方公共団体との間で、事業に係る費用負担を事前に定めて置くことが重要である。</p>	<p><参考：先行事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ●東京芸術大学(足立区：教育施設) 68頁
---	--

